

事務連絡

平成28年2月19日

各都道府県、指定都市、中核市

子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

平成28年度における幼児教育の段階的無償化に向けた取組について
（事前連絡）

平素より、子ども・子育て支援施策の推進、子ども・子育て支援新制度の施行にご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

平成28年度における幼児教育の段階的無償化については、年収約360万円未満相当の世帯について従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃するとともに、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等については、負担軽減措置を拡大し、第1子については現行の半額、第2子については無償化とすることとしております。

今般、年収約360万円未満相当に対応する市町村民税所得割課税額を含めた軽減措置の具体的内容及び多子計算の算定対象となる者の範囲について整理を行いましたので、事前に連絡いたします。

各自治体におかれましては、既に連絡しております保育所等の利用者負担軽減（幼児教育無償化）に係るシステム改修の活用と併せて、準備に遺漏なきようお願いいたします。

今後、パブリックコメント手続を行うとともに、関係各所と調整の上、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）等を改正し、これ

らの内容について規定することとしております。今回お示しする整理は現時点の案ですので、あらかじめご承知おき下さい。同令等の改正規定が確定し次第、改めてご連絡をさせていただきます。

記

1 軽減措置の具体的な内容について

平成28年度における軽減措置の具体的な内容及び「年収約360万円未満相当」の具体的な市町村民税所得割合算額については、以下のとおりです。

(1) 要保護世帯等に係る特例措置の拡充

ア 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合における世帯の市町村民税所得割合算額が、教育認定子どもについては77,101円未満（生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯（所得割非課税世帯含む。）を除く。）、保育認定子どもについては48,600円未満（生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯を除く。）の利用者負担額について、特例措置を拡充します（平成27年度において1,000円の軽減措置を講じていたものを拡充し、1,000円の軽減措置に加え半額とする措置を講じます）。

イ 保育認定子どもについて、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合における世帯の市町村民税所得割合算額が、48,600円以上77,101円未満の利用者負担額について、半額とする特例措置を新設します。

ウ なお、「要保護世帯等」の定義・範囲については、現行制度と変更はありません。

(2) 多子世帯に係る特例措置の拡充

ア 世帯の市町村民税所得割合算額が、教育認定子どもについて 77, 101円未満、保育認定子どもについて57, 700円未満である場合について、第2子を半額・第3子以降を無償とする特例措置の適用に当たり、第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限等を完全に撤廃します。

なお、教育認定子どもと保育認定子どもについて市町村民税所得割合算額が異なりますが、これは、モデル世帯の構造上、保育認定子どもについては、給与所得控除・基礎控除等が夫・妻ともに適用されるため、同じ世帯収入でも教育認定子どもよりも所得割課税額が低くなることによるものです。

イ 世帯の市町村民税所得割合算額が、教育認定子ども・保育認定子どもの両方について77, 101円未満であって、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合について、第2子以降を無償とする特例を新設します。

2 多子計算の算定対象となる者の範囲について

(1) 多子計算の算定対象については、従来の年齢制限については完全に撤廃し、年齢に関わらず多子計算の算定対象となるよう次のように改正する予定です。

【現行の算定対象】支給認定保護者と同一世帯にいる負担額算定基準子ども（教育認定子ども：小学校第三学年まで、保育認定子ども：小学校就学前まで）

【改正後の算定対象】支給認定保護者と生計を一にする負担額算定基準者（教育認定子ども・保育認定子ども：①支給認定保護者に監護される者（未成年）、②支給認定保護者に監護されていた者（①が成年に達した場合）及び③支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属（①②を除く。））

(2) 「生計を一にする」について

「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではなく、例えば、勤務、修学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱うこととなります。

支給認定保護者が負担額算定基準者と同一の家屋に起居している場合には、明らかに「生計を一にする」と認められない特段の事情があるときを除き、「生計を一にする」ものとして取り扱って差し支えありません。

また、児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第1項第1号等に規定する児童手当の支給要件児童に係る「生計を同じくする」や地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第8号に規定する扶養親族に係る「生計を一にする」と同義です。これらにおいて「生計を同じくする」又は「生計を一にする」ことが認定されている場合、当該認定をもって本制度における「生計を一にする」旨を認定して差し支えありません。他の法令において「生計を一にする」ことが要件とされており、当該認定がされている場合についても、同様に本制度における「生計を一にする」旨を認定して差し支えありません。

(3) 「支給認定保護者に監護される者」について

「支給認定保護者に監護される者」とは、支給認定保護者が現に監護する未成年者をいいます。

(4) 「支給認定保護者に監護されていた者」について

「支給認定保護者に監護されていた者」とは、未成年者であった時に、支給認定保護者が現に監護していた者をいい、支給認定保護者に係る子どもが成長し、成年に達した場合を想定しています。

支給認定保護者の実子や養子である場合のほか、両親を亡くした子どもを祖父母やおじ、おばが保護者として監護しており、成年に達した場合なども該当します。

(5) 「支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属」について

「支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属」とは、成年に達した後に、支給認定保護者と生計を一にする直系卑属となった者（(3)(4)に該当しない者）をいい、支給認定保護者が再婚することにより新たに成年の子を持つに至った場合や、支給認定保護者が成年者を新たに養子に迎えた場合などを想定しています。

(6) その他

「子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について（通知）（府政共生第347号、26文科初第1462号、雇児発0331第19号）」において、「所得割課税額等の算定に当たっては、基本的には支給認定保護者及びその配偶者それぞれの課税額の合計で判定を行うこととするが、当該者以外の者（祖父母等）が家計の主宰者と判断される場合には、その者の課税額も含め判定を行うこととする。」旨通知しています。

このため、多子計算の算定対象者が家計の主宰者と判断される場合であって、当該者について課税額の合算を行った結果、当該世帯の市町村民税所得割合算額が年収約360万円未満相当に関する市町村民税所得割課税額を超える場合には、当然ながら、今般の多子世帯に係る特例措置の拡充に該当しなくなります。

3 その他

今般の改正後においても、年収約360万円未満相当以外の世帯についての扱いは従前と変更はありません。

多子軽減に伴う多子計算の年齢制限撤廃について(案)

< 現行 >

カウントの対象は、

- ・「同一世帯」の「保護者に係る(=監護する)子ども」


※支給認定保護者との監護関係のみで判断しており、子ども同士が兄妹である必要はない。

年齢の上限は、





- ・幼稚園の場合は、3歳から小学校3学年まで、
- ・保育所の場合は、0歳から小学校入学前までに限定

例1 (幼稚園)

例2 (保育所)

対象外  小学校6年生

対象外  小学校3年生

小3 小1		
(5歳)	第1子の扱い  保育料満額	
(4歳)		
(3歳)	第2子の扱い  保育料半額	第1子の扱い  保育料満額
(2歳)		第2子の扱い  保育料半額
(1歳)		
(0歳)		

年齢制限の撤廃 ※同居も不要

支援法上の「子ども」

< 28年4月～(年収約360万円未満相当に限る。) >

(～18歳の年度)

 両親を亡くし、祖父母に育てられている 大学4年生

 同居する 浪人生


保護者と生計が同一の子や孫等注であれば、年齢に関わらず対象

注:保護者が監護していた子どもが成長し、19歳の年度以上になった場合も含む。(下の「両親を亡くした姪」など)



(18歳の年度)

 寮で暮らす 高校2年生

 両親を亡くした姪 小学校6年生

 小学校3年生

保護者が監護し、生計が同一の「子ども」であれば、年齢に関わらず対象

(5歳)	第2子の扱い  保育料半額
(4歳)	
(3歳)	
(2歳)	第3子の扱い  保育料無償
(1歳)	
(0歳)	

(1) 二人親世帯の所得割課税額

「約360万円未満相当」の所得割課税額について(案)

「約360万円未満相当」の範囲

1号	2号(満3歳以上)	3号(満3歳未満)
第1階層:生活保護世帯	第1階層:生活保護世帯	
第2階層:市町村民税非課税世帯	第2階層:市町村民税非課税世帯	
第3階層:77,101円未満 (第3階層以下全て)	第3階層:所得割課税額48,600円未満	
77,101円未満	第4階層:48,600~97,000円未満 (第4階層の中で分離) 57,700円未満	
第4階層:211,200円以下 (適用なし)	<第4階層中の適用なしの範囲> 57,700円~97,000円未満	

(2) ひとり親等世帯の所得割課税額

「約360万円未満相当」の範囲

1号	2号(満3歳以上)	3号(満3歳未満)
第1階層:生活保護世帯	第1階層:生活保護世帯	
第2階層:市町村民税非課税世帯	第2階層:市町村民税非課税世帯	
第3階層:77,101円未満 (第3階層以下全て)	第3階層:所得割課税額48,600円未満	
77,101円未満	第4階層:48,600~97,000円未満 (第4階層の中で分離) 77,101円未満	
第4階層:211,200円以下 (適用なし)	<第4階層中の適用なしの範囲> 77,101円~97,000円未満	

平成28年度におけるひとり親世帯等に係る特定教育・保育施設等の利用者負担(月額)

○ 平成28年度予算に基づき国が定める利用者負担の上限額基準(国庫(都道府県)負担金の精算基準)は、以下のとおり。

教育標準時間認定の子ども (1号認定)

保育認定の子ども

(2号認定：満3歳以上)

(3号認定：満3歳未満)

階層区分	利用者負担	階層区分	利用者負担		利用者負担	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	0円	②市町村民税 非課税世帯	0円	0円	0円	0円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	H27: 15, 100円 →H28: 7, 550円	③所得割課税額 48,600円未満	H27: 15, 500円 →H28: 7, 750円	H27: 15, 300円 →H28: 7, 650円	18, 500円 →H28: 9, 250円	18, 300円 →H28: 9, 150円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20, 500円	④所得割課 税額 97,000円 未満	うち77,101 円未満 H27: 27, 000円 →H28: 13, 500円	H27: 26, 600円 →H28: 13, 300円	H27: 30, 000円 →H28: 15, 000円	H27: 29, 600円 →H28: 14, 800円
		うち77,101 円以上	27, 000円	26, 600円	30, 000円	29, 600円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25, 700円	⑤所得割課税額 169,000円未満	41, 500円	40, 900円	44, 500円	43, 900円
		⑥所得割課税額 301,000円未満	58, 000円	57, 100円	61, 000円	60, 100円
		⑦所得割課税額 397,000円未満	77, 000円	75, 800円	80, 000円	78, 800円
		⑧所得割課税額 397,000円以上	101, 000円	99, 400円	104, 000円	102, 400円

○ 平成27年度においては、ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の子どもについては、第2階層は0円、第3階層はひとり親世帯等以外の世帯の額より1,000円減となっている。

○ 平成28年度においては、年収約360万円未満相当の世帯について、平成27年度における取組に加え、第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無償化を行う。